

# 明末清初江南における地主奴僕関係

——家訓にみられるその新展開をめぐる——

細野浩二

## 目次

- 一 序言
- 二 家訓の史料性について
- 三 地主奴僕関係の展開
- 四 明末清初の奴僕地位
- 五 結語

## 一 序言

明末清初、揚子江中下流域一帯を中心に、山東・福建・広東などの沿海諸省の広範な諸地域にわたって、その蜂起をみた所謂「奴変」は、中国社会経済史上の顕著な現象の一つである。それ自体興味深い研究テーマであるが、特に、中国史の時代区分の問題と直接連関する明末清初期研究に絡んで、「奴変」は、明末清初を多角的に究明す

るための一視角として、總體的に解明されることが希望される。

近年、「奴変」は、その史的な制約にも拘わらず、諸先学の努力によつてその輪廓がかなり明らかになつた。<sup>(1)</sup>しかしながら、方法的に従来の諸研究を回顧してみると、年代的、地域的、現象論的把握が著しい成果を示した反面、「奴変」に示された奴僕の主體的な、同時に特殊な条件の解明、つまり「奴変」それ自体の本質的性格に対する実証的なアプローチが、稍や稀薄ではなかつたらうかと反省される。

従来、明末清初における地主奴僕生産関係下の奴僕を「家父長制的家内奴隸」<sup>(2)</sup>乃至「家父長制的奴隸」<sup>(3)</sup>という概念を以て規定するわけであるが、小稿の狙いとする所は、「奴変」を直接問題にするのではないが、その基礎的な作業の一つとして、「家父長制的家内奴隸」乃至「家父長制的奴隸」の概念で説明される奴僕について、改めてその具体的な内容を考察することによつて、歴史社会的な条件存在体としての奴僕身分の特殊歴史的な固有の具体像を、対地主関係の下において検討してみようとする点にある。「奴変」の解明は、「当時の具体的存在としての『奴僕』や具体的現象としての『奴変』のみを追求することによつては果し得ない」<sup>(4)</sup>というべきであるが、しかし、敢えて「奴変」とは一応別個に、しかも奴僕と身分的に密接に関わり合う佃戸・傭工などの直接生産者を考察の対象から除外した上で、なお奴僕身分に対象を限定して素材的な考察を試みようとするのは、如上の問題関心にもとづくものであるが、のみならず、筆者の非力の致す所でもある。

以下、小稿は、直接生産者としての奴僕が、地主との間に形成した固有の生産関係の明末清初を中心にして展開したその在り方について、「家訓」を主な抛り所にして明らかにしてみたい。

## 二 家訓の史料性について

地主奴僕間の接応関係の展開について見る前に、以下の小論展開の基礎となる家訓の史料性に関する予備的な検討がもとめられる。家訓自体については、独立した考察が必要と思うが、小稿では、さし当つて現存する限られた家訓に依拠する他ない現在、その現存家訓の史料としての信憑性如何という問題を中心に考えるに止めたい。

所で、家訓の特性は、「家長又はそれを含む家族内の権威によつて制定された家族共同の实践的規範」<sup>(5)</sup>にあるもので、かかる規範機能を目指すものである限り、それは、「家」を取り巻く社会経済的な諸条件の制約から全く自由ではあり得なかつたろうと思う。例えば、康石門県志<sup>卷十</sup>芸文志<sup>一</sup>、書籍に、

教家統纂。薛汝達著。承明代薛厚教家類纂之旧、援古事实、逐段以居家处世之道、互為發明。

とあり、薛家には明代から『教家類纂』が伝えられている上に、清初の人汝達が『教家統纂』を著わしたのは、居家・処世上の事態の変化へのよりよい対処、つまり規範目標の是正、あるいは強化を狙つたものと考えられるし、また、光黄巖県志<sup>卷十七</sup>芸文志<sup>三</sup>、書録<sup>三</sup>には、

增訂教家箴二卷。国朝梁苑輯。苑字宗炳、嘉慶丁卯举人。是書、因新昌呂安世旧本而增訂。

とあり、梁苑が呂安世の『教家箴』を増訂したのも、右の事情によるものであつたろう。実践的な具体的規範を不断に指向する限り、現実の「家」を取り巻く社会経済的な諸条件の継起的な諸変化に即応を図ることは、家規・家訓のもう一つの特性であるとされよう。殊に、正徳末・嘉靖から隆慶にかけて顕在化した江南農村社会の激変――

糧長戸・大土地所有者までも巻き込んだ既成の身分階層の解体——に對処する家訓、この典型を霍渭涯家訓(福券樓秘笈所收)一巻、彙訓上篇十三に見ることが出来る。即ち、

凡富家久、則衰傾。由無功而食人之食。夫無功食人之食、是謂厲民自養。凡厲民自養、則有天殃。故久享富佚、則致衰傾。甚、則為奴僕、為牛。是子姪不可不力農作。

といい、今までのように佃租収入のみへの依存が困難になり、積極的に耕作に参加することが必要に迫られた条件であるとし、社会經濟の新事態への對処という方向が強く打ち出されている。

このような家規・家訓のもつ史料的な性格について、一面として、それがある特定の「家」においてのみ適合する特殊個別的なものでなく——勿論、微視的には個々の家訓は、それぞれの特殊個別的な条件の下に作成され、機能することを目的としたものではあるが——巨視的に見てみると、家訓の内容の多くは、その同時代において、かなり広範に押し拡げ得る普遍的な側面をも併せもつていたことが確かめられる。

このことは、先ず、黄虞稷の『千頃堂書目』(適園叢書所收)一巻十子部、儒家類に掲げる『家教輯録』一巻『家規輯略』十四篇『教家輯略』『家訓類編』十二など、特に薛厚の『教家類纂』に對して、虞稷が「古今の訓戒を取つて分類」したと評するような家訓の集成によつてある程度推測出来るが、(7)また家訓は、家譜・族譜・宗譜などに収められていることが一般であるが、別に単刊に付されたり、文集・叢書中に採録されることも多く、これらの拡がりからも家訓のもつ普遍的な一面がある程度窺い知られるように思う。それはともかく、次には一個の家訓を例に挙げて、その實際の拡がりを跡づけてみようと思う。これには、浙江省金華の鄭氏における家範が、恰好の史料的な便宜を与えて

くれる。嘉慶浙江通志卷六雜志十三、風俗の条には、

浦江之鄭。自宋以來、以義門聞天下。鄰邑多化之、亦可嘉矣。

とあり、鄭氏は、遠く宋代から「義門」の旌称を拝賜し、近邑隣里に多大の影響を及ぼしたとされる。事実、その家訓の与えた影響についてみれば、宣統諸暨縣志卷二、列伝二には、

吳護字邦輔……聞浦江鄭義門十世同居、往謁、得其家範數千言、力遵行之。輯為吳氏宗教一篇。……盤谷子、乃奉其筠西君、往金華主浦陽鄭貞和家、獲義門家範、歸做之。……盤谷子年幾六十……每晨興拜堂下。兄弟聯席坐、子若姪与孫悉拱立侍、聽丁寤告誡。皆鄭氏家範中語。

とあり、宋末元初の人吳護は、鄭氏の家範を再編輯して『吳氏宗教』篇一を作成し、規範として仰いでいた。また、元末明初には、裔孫の鏗〔盤谷子〕も鄭義門の家範に倣い、毎朝家族に誠訓する規範は、悉く鄭氏の家範に異ならなかつたという。盤谷子の祖父に当る筠西君も、同書卷十四経籍志、子部、儒家類に、

宗範一卷。元吳宗元撰。宗元字長卿、号筠西。……慕浦江鄭義門十世同居、得其家範、輯為此書、以示子孫。宋濂為之序。

とあり、『宗範』卷一を『吳氏宗教』とは別に、しかも同じく鄭義門を範として編纂している。また、光緒黃巖縣志卷十七芸文志三、書録三には、

謝氏家訓。元謝珪撰。……著此書、以為世守。見赤城後集、今未見。宣城貢師泰序曰、……凡冠昏喪祭、悉遵紫陽家礼、而飲食起居之節則、又取之浦江鄭氏。

とあり、經濟・社会的な規範を専ら鄭氏の家範に依拠していた謝珪の『謝氏家訓』が知られる。更に、明史卷九十六孝義伝一には、

王澄字德輝、亦浦江人。……慕義門鄭氏風。將終、集子孫誨之曰、汝曹能合食同居如鄭氏、吾死目瞑矣。子孫咸拜受教。澄生三子、子覺・子麟・子偉、克承父志。子覺生応、即為鄭湜所拳推參議者。子偉生勲、即与鄭濟竝擢庶子者。義門王氏之名、遂埒鄭氏。

とあり、鄭義門と同里で、且つその家風に感化された一人であつた王澄は、常に鄭氏の「合食同居」を範にしてゐた。その長子子覺について千頃堂書目は、家訓の著作を伝え、

家則一卷。浦江人。父絳慕同里鄭氏合食同居、戒士(子)覺效之。士(子)覺因為此書。凡一百八十四条。

と説明を加えている。『家則』卷一は、これによれば、鄭氏の家範の受容として理解されていいのだが、しかし、その完全な移入ではなかつたようである。というのは、『家則』は百八十四条から成つてゐる。所で、王氏にあつて子覺の世代は、鄭氏にあつては湜の世代に当る。湜のときの家範は、後に見るように『鄭氏族義編』と呼ばれるもので、百六十八の条則を備えていた。従つて『家則』は、基本的には鄭氏家範に基づくものといえるが、王氏の特殊個別的な独自の条則が附加されていたことも考えられる。寧ろ、ここに王氏が「義門」と称される素地があつたのではあるまいか。このような立場は、『家規輯略』への鄭氏家範の導入において、より明確に窺える。曹月川先生集、文に鈔録されるその序文には、

自今觀之、江南第一義門鄭氏、合千余口而一家歷千余歲。而一日以其賢祖宗立法之嚴、賢子孫守法之謹而致然

也。其法一百六十有八則、端悉録而宝之。今姑挾其切要九十有四則、因其類聚羣分定為一十四篇、名曰家規輯略。敬奉嚴君祈令子孫習誦而世世守行之、期底於鄭氏之美。而又妄述數十余則、以附其後。雖不能如鄭氏之家規、妙合聖賢之心法、扶世道、正人心、敦教家、厚風俗。上以光其先、下以裕其後、亦庶乎治家垂訓之一小補云。

とあり、百六十八則の『鄭氏旌義編』から、当面曹家にとつて切要の条則九十四条を選択し、これに他の諸家訓を参看して、<sup>(8)</sup>類目別に十四篇に編輯し、更に自ら数十余条を添えて一本としたという。鄭氏の家範は、重要な部分を占めるが、やはり『家教輯略』そのものに独自の評価を与えることが公平であろう。更に、匏翁家藏集(四部叢書卷五、刊所収十八)徐南溪伝には、

閨門之内、嚴而有法。凡積道巫覡一切屏絶。特采江州陳氏・臨川陸氏・浦江鄭氏家範之可行者、合百七十余条、為一編。又取古之同居者、為集。

とあり、徐家にあつては、鄭氏の家範のみならず、陳氏および陸氏の家範にも拡がり及び、徐訥は、これらから、一定の基準において選択し、百七十余条の家規を編んでその実践を怠らなかつたという。この他、隆乾寧志余聞七卷人物志、義行には、

董慧字如魯……親作家戒、訓子孫。……於浦陽、得鄭義門家規与朱子家礼、焯刻之家塾焉。

とあり、道光東陽県志卷十人物志七、義行には、

趙孟実名光華……楷曰、公嘗取朱子家礼及義門鄭氏規範、酌為家則。庭間雍々然、有三代風。

明末清初江南における地主奴僕關係 細野

とある。孰れも正統から成化ごろの例である。

以上、鄭氏の家範の広範な拡がり、その受容の具体的な在り方とについて例を挙げたが、そこで次に、鄭氏における家訓成立の事情と経過を眺めてみよう。今、『鄭氏旌義編』(金華叢書所収)に附される宋濂の序引をみれば、

其持守之規、前録五十八則、六世孫竜灣稅課提領太和所建。後録七十則、統録九十二則、七世孫青樵府君欽・

浙江省都事鉉所補。皆已勒名錄梓。……今八世孫太常博士濤、復為三規閱世頗久、其中当有隨時變通者。乃率

諸弟泳・渙・湜等、白于二兄濂・源、同加損益而合於一。聞諸父之訓曾行而未登載者、因増入之。總為一百六十八則。文辭之屬、選有繫於事實者、則録之。釐為三卷、通名曰鄭氏旌義編、既刊板可摸印。

とあり、初め宋人鄭綺の六世孫文融によつて五十八則の家範前録が、継いで七世孫欽・鉉によつて後録七十則、統録九十二則が夫々作成された。これは、鄭氏を取り巻く内外の社会経済的な、あるいは同族内の人事上の継起的な変質に対処していつた過程の産物として捉えられよう。一般に、条則是、時間の経過するに随い堆積され、煩雜になるのを免れがたく、また、非今日的なものが出て来るのも已むを得ないものであろう。濤が、前・後・統録三規範、計二百二十則の中から、今日に通用すべきもの百六十八則を選んで、『鄭氏旌義編』として再整理したのは、恐らく随時変化する環境諸条件に即応しようとする意図に出るものであつたと考えて間違ひあるまい。

以上、鄭氏の家範を例にとつて、一個の家訓の拡がりを追求してみた。所で、家訓の拡がりは、一般にその同時代に限られると先に述べたが、これまでの検索は、鄭氏の家範の拡がりが元末明初を中心にしていたことを明らかにした。このことは、矯亭存稿卷十 雑著、風俗に、家訓について述べて、



明興百七十年、……国初猶有浦江鄭氏、今亦無聞矣。

とあるのによつても確かで、鄭氏家範の規範としての有効性は、概ね明代前半期までに限定されるものであつたといふことが出来る。更に、呂用晦文集<sup>八卷</sup>、壬子除夕示訓には、

吾自誦江鄭義門規範、即慨然慕之。彼人也、我亦人也。彼為法於一家、可伝於後世。我未之能逮也。願与吾子孫共存此志、期於必成。度其規制度之全、勢不能猝備。当以漸為之。

とあり、呂留良は、鄭氏家範に接したことを契機として家訓の作成を痛感したというが、それは、鄭氏家範の実効性を考ふる立場での直接的な受容でないことが明らかで、明末清初における鄭氏家範の規範価値が、既に一個の牧歌的な偶像として憧憬されているに過ぎないことが知られる。思うに、元末明初と明末清初との間に横たわる社会経済的諸条件の相違は、如何ともなし難かつたに相違なく、家訓作成の目標が、経済・社会的環境に適切に対応することにおかれていたように、家訓の拡がりも、同質の経済・社会的環境がその基盤になつていたのである。鄭氏の家範を通じて見た家訓の拡がりには、概略このような意味があつたと考えられる。

これまで、家訓の外延的な拡がりを見たが、特定の家の中の個々の家族構成員の生活規範としての実際の浸透は如何であつたろうか。王文肅公文集<sup>七卷</sup>、勅封寧国府推官松岡朱公墓表には、

族故建兩祠、歲闋不解。公捐貲、首創合為一祠。因条立家約、以期望、族集祠内、狗族人而教之。

とあり、毎月、朔日・望日に族員を集合して家訓の確認を図ることを例としていた。<sup>光緒</sup>常昭合志<sup>八卷</sup>人物、列伝に載せる徐恪の家では、

農列男女長幼於堂下、鳴鼓述訓警厲之。

とあり、ここでは毎朝決つて家訓を再確認することを日課としていた。日常生活に一定の規範を与えていた家訓は、かくの如くその成員への徹底を確固たるものにしながら、規範機能を遂行していつた、ということが出来る。なお規範機能には、更に家訓の史料的性格を決定づける要素として、強制力を伴っていたことが明らかにされている。<sup>(10)</sup>

上述の如き性格が家訓に確かめられるとき、光緒黄巖県志卷二十七芸文志三、書録三に、

王氏家訓一卷。国朝王維祺撰。……是書皆平日訓子語。

という、実に平日常行の規範である家訓——現存の家訓は、地主奴僕間の日常的な接応関係の在り方を観察するのに、信憑するに足る史料と言えよう。さて、温氏母訓(学海類編所収)の教える所をみれば、

故旧聯絡一也。郷党信服二也。子孫稟令僮僕遺規三也。談祖宗故事与郡邑先輩典型四也。解和少年暴急五也。

照料瑣細六也。

とあるように、地主の農家経営にあつては、奴僕に対する配慮が重要な事象とされているのである。次節では、地主奴僕関係、特に明末清初に著しく見られる、その在り方の変化を考察してみよう。

### 三 地主奴僕関係の展開

明代を通じて、直接生産者としての奴僕が地主の農家経営にとつて重要な役割を担っていたことは、既に小山正

明氏によつて綿密に論証されて明らかであるが、筆者は、氏の明末までを奴隸制社会と規定する新説に対して全面的には賛意を表するものではない。しかし、それについては別の機会に譲るとして、ここではただ、明末清初における奴僕について、その地主との間に形成する具体的な生産関係を、固定的なものとして単に概念的に受けとめるのではなく、その独自の生産関係の発展の過程を考察の対象として、その歴史的な特質を問題にしてみたい。

当面する明末清初における地主奴僕関係を見ると、当該関係を規定する基本的な秩序体系の一つは、言うまでもなく『主僕の分』に代表される。（康熙嘉定県志四卷） 風俗に、

主僕之分、嘉邑甚嚴。蓋僕之婚配衣食、皆仰給于主故也。

とあり、また、（乾隆寶山県志一巻） 地里志、風俗に、

主僕之分甚嚴。蓋僕之婚配衣食、皆仰給於主家。

とある如く、『主僕の分』の下では、経済・身分的な隸属の強化維持を目指す地主によつて、奴僕の全身に及ぶ恣意的な、無定量的な支配に奴僕が服属している状態が見られた。一般に、かかる奴僕を指して「家父長制的家内奴隸」乃至「家父長制的奴隸」と規定するわけであるが、『主僕の分』と並んで、明末清初における地主奴僕間の秩序規制を決定づける新しい基本的な秩序体系の現出を推定する筆者は、明末清初の奴僕に対するかくの如き評価について若干の疑義を提示しないわけにいかない。

筆者のいう新秩序体系は、王孟箕家訓御下篇（遺規四種所収）に端的に見ることが出来る。即ち、

凡人家道稍温、必蓄僕婢。彼資我之養、我資彼之力。蓋相依而成人家。彼既有力、何処不可依人。而謂彼非我

則無以為生者、則誤也。

というもので、ここには、『主僕の分』に隷属を強要されねばならなかつた奴僕と対蹠的な、かなりの経済的な自立を達成した奴僕の姿が、地主の表現を通じて先ず認められる。この経済的自立性の高まつた時点にあつて、地主奴僕間に成立する具体的関係は、「彼、我の養を資とし、我、彼の力を資とす」るような、いわば『相資相養』の体系に、その経済身分的関係の基盤を置いていた。これこそ、従来の地主奴僕関係に見られなかつた新しいものであり、奴僕の身分範疇を問題にすると、新しい特徴として特に重要ではないかと思われる。

この『相資相養』は、奴僕の経済的地位の上昇によるものと考えられるが、実際、それは、当時においてある程度一般的な傾向であつたものである。広陽雜記<sup>卷一</sup>には、

胡殿元之祖、字復之。每於除夜置酒、男女分坐、諸家人男婦亦下坐於兩旁。必奉杯、訓其子曰、吾徒讀書人、何所能經管家計、得以温飽者。指諸奴曰、皆輩力也。当善視之。

とあり、明末清初の読書人胡復之は、自家の健全な経済生活の維持は、全く奴僕の生産労働に依存しているからに他ならないと、家族および奴僕の面前で公言した。しかも毎年、除夜には決して口にしていたことだという。思うに、かかる奴僕の具体的生産労働に対する地主の評価は、同時に、地主の奴僕に対する経済・身分的な向上の承認を意味するものでもあつたわけで、ここに、明末清初における奴僕の経済・身分的な一定の上昇が知られる。

さて、当時、奴僕に先行して『相資相養』に基づく対地主関係を確固たるものにしていた直接生産者農民については、同安林次崖集<sup>卷十</sup> 雑著、家訓に、

佃戸。為我耕田、倚命於我。我亦命於彼。待之、宜有恩。

と述べる如く、一般に『相資相養』は、佃戸身分の対地主關係を表わす本来的体制であり、それは、地主の義務条件としての「恩」關係を媒介に成り立つものであった。<sup>(12)</sup>従つて、明末清初奴僕の『相資相養』の獲得の意義は——その佃戸との係わりは後に触れるとして——地主奴僕關係が、「恩」の關係に入るべきものであることを必然的ならしめた所におかれよう。事実、小石集<sup>二</sup>、贈御医具從仁南還序には、

御婢僕、敵而有恩。

とあり、整菴先生存稿<sup>十</sup>、封徵仕郎南京吏部給事中毛公墓表には、

下至僮僕、遇之皆有恩。

とあり、また、王文肅公文集<sup>二</sup>、寿申年伯母黃老太夫人七十序にも、

吾母之敵、其処姻族、下至臧獲厮養、皆煦然陽春曲有恩意。而吾以承。

とあり、涇臯存稿<sup>七</sup>、明故礼部儀制司主事欽降南陽府鄧州判官文石張君墓誌銘にも、

御臧獲、以恩。即有犯、終不譴訶。

とあり、更に、温恭毅公集<sup>一</sup>、誌銘、明誥封淑人亡妻宋氏墓誌銘には、

約臧獲、以敵、而恩常過于所生子、亦子視之。

とあり、また、姚江孫月峯先生集<sup>一</sup>、墓誌銘、誥封葉配吳宜人墓誌銘には、

吳宜人者、鄖陽知府葉叔仁妻。……叔仁、以文自意、生産事一切不問。皆宜人綜之。宜人持家政、自此始。然

性寛、待婢僕有恩。

とある。以上は、孰れも明末の事例であるが、清初では如何であろうか。呂用晦先生文集、附録、行略には、

其居家也、闔門之内肅肅離離。教子弟、有家法。御臧獲輩、皆嚴而有恩。……邑中士大夫家、多有效之者。

とあつて、呂留良の奴僕に対する「恩」關係に基づく接応は成功を収め、近隣の郷紳の奴僕所有者は、多くこれを

範としたという。また、乾隆晉山県志十卷人物志、篤行には、

汪彦懿字遷仁……時誦習朱子家訓。率子弟、以礼。御僕婢、以恩。

とあり、海峯文集七卷墓誌、方府君寄巢墓誌銘には、

其御僮僕、咸有恩礼。

とある。以上の举例から、明末清初に見られる地主奴僕關係は、「恩」關係を基軸にして成立していたことが知られよう。(19) 所で、篤素堂文集五卷十、聽訓齋語には、

圃翁曰、人家僮僕、最不宜多畜。但有得力二三人。訓諭有方、使令得宜、未嘗不得兼。人之用太多、則彼此相

誘、恩養必不能周、訓亦不能及、反不得其力。

とあり、「恩養」は、専ら奴僕の生産性の追求を目的とした地主の対応の方便であつたので、明末清初において、

地主は、最も有効な成果をあげるには、奴僕に対して不可避的に『相資相養』の關係に入らざるを得なかつた。即

ち、『相資相養』は、奴僕の生産性と緊密な關係にあつたことは明らかである。

次に、地主の「恩」關係に対応すべき奴僕の対地主關係の条件はどのようなものであつたらうか。袁氏家訓叢書

三 治家篇には、

凡男僕、有忠信可任者、重其祿。能幹家事、次之。其專務欺詐、背公行私、屢為盜竊、弄權犯上者、逐之。とあり、伝家宝<sup>集</sup>第二、留心集、御僮僕の条には、

僮僕、以樸直謹愿心無欺詐者、為上。材能管幹者、次之。其他功黠便妄語言僨捷者、中。未可保浮寄而無親屬、転響而事二主、並不宜蓄。

とあつて、地主が最も重視するのは、他でもなく、奴僕の樸直謹愿な「忠信」的な一面なのである。勿論、それが『相資相養』を形成する要素であつてみれば、生産労働能力を裏づけにした評価ということになるが、そこでは何よりも「忠信」的な信頼関係が優先されている。燕翼篇<sup>檀几護書所収</sup>、御下の条には、

若夫忠誠不欺、最是難得。須另眼、厚待之。

とみえ、地主が「忠信」に対して示す関心は強く、奴僕評価と、それに基づく奴僕待遇の決定は、一にこれにかかつていた。つまり、奴僕の特地主関係における義務条件は、「忠信」の語で表現され、地主の義務条件としての「恩」関係と相俟つて、『相資相養』の具体的内容を構成していた。

以上のことから、明末清初における地主奴僕関係は、『主僕之分』と『相資相養』の二面的な経済・身分的な秩序体制の上に展開していたと言える。加之、次に見る所によれば、後者が前者の規制に優先さえて来る形勢にあつたものようである。張楊園訓子語<sup>遺規四種所収</sup>には、

御僕人之道、嚴其名分、而寬其衣食。警其惰遊、而卹其劳苦。要以孝弟忠信為先。

明末清初江南における地主奴僕関係 細野

とあり、奴僕に対して「忠信」をもとめる地主にとつて、物質的乃至経済的側面に対する無定量的支配を可能ならしめる『主僕の名分』は、これを維持するけれども、その支配の中核的な対象である衣食については寛和を余儀なくされていることがわかる。また、庸行編<sup>六卷</sup>体恤類には、

靈璧先生曰、御下者、未可全威勢也。官之使隸、主之使僕、有道存焉。……若主之使僕、……分雖当敵也、而

恩徳亦宜推。力雖所用也、而甘苦亦宜恤。如專以威勢臨之、怒罵隨之。督責楚之、則已徳日損、下心日離。

と述べて、地主の対奴僕関係における『主僕の名分』のみによる単一支配は、既に限界に来ており、『相資相養』的な奴僕には、「恩」関係を併せ用いることによつて対応せざるを得なかつたことが明らかである。更に、家訓に例を求めると、伝家宝<sup>第二集</sup>、斬河庭訓には、

主。之。御。僕。猶。君。之。御。臣。也。須。恩。威。並。濟。

とあり、張習孔の家訓(禮几叢書所収)には、

奴。婢。不。可。尅。減。其。衣。食。然。家。法。須。極。敵。食。足。然。後。可。致。法。法。行。然。後。知。恩。

とあり、地主が余儀なくされた「恩」関係への移行は、恣意的支配の抛り所であつた『主僕の名分』の緩和を不可避的にもたらす。そして、地主の家法は、この基調の上に立つとする。これは、とりもなおさず従来の『主僕の名分』の後退と言えよう。また、庭訓筆記(止園叢書所収)に、

馭家人、不可不敵。不敵、則伊等直能代我作惡。然平日亦心有恩、以接之。徒威用亦無当也。

とある如く、『主僕の名分』の後退に伴い、日常にあつては、全く「恩」関係、即ち『相資相養』を基調とした接応



が一般的とされるようになっていた。

上の如く、明末清初、殊に清初の家訓には、『相資相養』の確立が知らされる。しかし、「恩」に基づく地主の奴僕に対する接応は、史料の上では明末清初以前にも見られないわけではない。そこには、奴僕の不断の前進的な成長の姿勢を認めなくてはならないと思われるが、上述の如くそれが『相資相養』の確立と、『主僕之分』の後退という事実裏付けられたものとして現われて来るのは、私見では、明末清初においてである。従つてその全面的な評価は、明末清初を俟たねばならないと思われる。と言うのは、この裏付け条件の有無は、地主の立場で記述された史料の「恩」の虚実を判定する基準となし得ると考えるからである。

明末清初の奴僕に認められる対地主関係の地位の上昇は、地主の家の内外においても確認することが出来る。念菴羅先生文集<sup>六卷</sup> 雑著、与遂夫弟静海别言には、

省浮費、以均僮僕。足其衣食、令免饑寒。

とあり、庸行編<sup>卷四</sup> 正家類には、

朱卓月曰、凡僕婢小人、雖是難勉、凡衣食勞苦疾痛之事、皆宜体。悉周密、莫使嗟怨、則彼感我之恩。

とあり、また、習是編<sup>上卷</sup> 馭下には、

婢僕、欲其出力辦事。其所以禦饑寒之具、為家長者、不可不留意。衣、須令其温。食、須令其飽。

とあり、更に、王孟箕家訓御下篇にも、

人家於此輩、衣服飲食、不加体恤、已失慈惠之道。

明末清初江南における地主奴僕関係

細野

とある如く、地主の対奴僕関係における衣食・労働・疾病に対する適切な配慮は、その「恩」関係履行の上で不可欠の要件とされ、その欠如は、「慈恵の道を失」したと言われて、直ちに地主の「恩」関係の不履行と看做さるべきものであつた。また、『主僕の分』の最も恣意的な支配に左右された奴僕の婚配についてみても、朱文肅公集、墓誌銘、省堂張公墓誌銘には、

婢、終身不嫁、終身礼遇。

とあり、また、蔣氏家訓(沢古翁書鈔所取)には、

女婢二十歳以内、即遣嫁、或与僮僕、或挾偶嫁之、不得貪利。

とあり、地主がその適切な婚配を心懸けるべきことを述べている。また、乾隆上海県志十卷、名臣には、

姚永濟、万曆戊戌進士、初令東陽。……俗、豪家婢女、白首不得婚配。永濟、下教。凡婢女年二十以上、無夫者、罪其主。匿不告者、罪其隣。惡俗頓改。

とあり、姚永濟のかかる処断は、上述の一般的な傾向に逆行する豪家に対する措置であつたと考えられる。(14) 習是編上卷、馭下には、

一応婢僕、宜恤其饑寒、節其勞苦、療其病痛、時其配偶。凡其心曲中所欲得、与心曲中不願而不敢言者、皆当推情度理、以体恤之。若但見為己当如是、責婢僕以為不当如是者、此無恕之心、全失御下之道者也。

とあつて、地主にとつて「御下の道を失」しないためには、奴僕の饑寒・労苦・病痛・配偶に対する配慮はいうまでもなく、その心理のうちにも慎重な配慮を及ぼさねばならなくなつたというわけである。そして、願体広類集三卷

馭下章に、

未使奴僕、先問飢寒。至於臥宿処所、冬時風冽、夏日蚊蟲、必須為之檢点。倘有疾病、即当延医診視。若幽置別室、付之度外、使痛苦無告、倘有不測、不惟陰隲有虧、亦且開人藉口之端。

とある如く、奴僕の待遇に係わる地主の誤つた処置は、「人の藉口の端を開く」といつて、近隣の物議の対象にさえされてきた。この意味で、奴僕の身分の上昇は、ある程度の社会的な保証をも克ち得ていたものと言えよう。<sup>(15)</sup> また、具茨先生文集<sup>七卷</sup>状、唐氏行状には、

平居、不為褻語惰容。雖遇僮使、亦無妄喜怒。

とあり、地主の奴僕待遇には、恣意的な言動は制限されていた如くである。更に、地主の奴僕に対する処罰について見れば、願体広類集<sup>一卷</sup>治家章には、

子弟、不得自打僮僕。婦女、不得自打婢妾。有過、則告之家長。為之善遣。家長亦不可親自鞭打。恐一時怒氣所激。鞭打之數必數、当觀其過之輕重。徐徐責問、不惟養威、而僕婢亦自畏懼矣。

とあつて、『主僕の分』による無定量的な処罰から、『相資相養』にその基準が移されているのを知る。<sup>(16)</sup> しかも処罰には、家長が当るものとされ、他の家族員の関与する所ではなくなつてゐる。このことは、言い換えれば『主僕の分』は、実質的には家長と奴僕の間のみ機能する限定的な関係になつていたことを窺わしめる。以上は、奴僕の身分の上昇に伴つて現出したと考えられる地主の家の内における具体的な変質の例証である。次に、地主の家の外目を転じてみると、習是編<sup>卷上、卷六</sup>馭下には、

他人僮僕、遇我、或不恭。如坐不起、騎不下。稱謂不如礼。彼与我無主僕之分、不足較。

とあり、奴僕身分、つまり『主僕の分』關係を形成するのは、主家に対してのみであり、それは他人の干渉の及ぶ所ではない。いうまでもなく『主僕の分』は、一面として社会体制的なものではあつたが、一般庶民との日常的な交渉裏においては、寧ろ対等に近い身分意識を以て接し得ていたのである。<sup>(17)</sup>

かかる地主の家の内外に示された地主奴僕關係の發展には、同時に、『相資相養』の確立に伴う地主の奴僕觀の變容も見逃がせない要因となつている。人生必読書<sup>八卷</sup>治家中篇には、

彪曰、凡婢僕、雖至賤、亦當養其耻心。惟有耻心、方始可用。故雖有過、不當教責、不當頻詈。數責頻詈、雖辱不耻。廉耻既無、斯不可用矣。故馭婢僕、以養廉耻為先也。

とあり、先に『主僕の分』的処罰の限界を述べたが、正に明末清初の地主が期待していた具体的奴僕像は、この処罰を不要とするような奴僕に他ならなかつたわけ<sup>(18)</sup>で、かかる奴僕は、苑洛集<sup>四卷</sup>大明贈昭勇將軍潼関衛指揮使姚公暨配太淑人劉氏遷葬墓誌銘には、

遇婢僕、以恩。常晬諸子曰、若輩亦人子也。勿以奴之。

といひ、また、泰泉集<sup>十一卷五</sup>墓表<sup>下</sup>、予庵処士經翁墓表には、

翁待僮僕、有恩。聞子姪詈其為奴者、即戒曰、彼亦人子也。汝免為奴、幸矣。安得以奴詈人。

とあり、更に、清詩鐸<sup>十二卷</sup>家訓に載せる金姓の家戒には、

馭下、必以嚴、恩慈固応有、念此亦人子。

とあつて、「彼も亦た人子」という認識を以て把握されている。かかる奴僕は、何れも明らかに「恩」関係を確立しているものであつてみれば、地主の奴僕に対する人格的な評価の変容は、結局、地主奴僕関係の発展と関連して理解することが適當であると思われる。従つて、姚氏葉言(咫進齋叢書所収)に、明末清初の奴僕について記した条則の末尾に、

陶靖節、遣侍其子曰、彼亦人子也、当善遇之。此言大可深味。

といつて、東晉の陶潛に、既に「彼も亦た人子」という語が示されるというが、思うに、明末清初のそれが、奴僕の経済・身分的上昇に対応を否応なくせしめられた不可逆的なものであるのに対して、「恩」関係が未成立である陶潛のそれは、多分に観念的であり、情意的であり、恣意的な性格を免かれないものであることは間違ひなく、陶潛の「彼も亦た人子」という語は、明末清初の地主においてはじめて「深く味うべき」ものとなつたと言えよう。<sup>(19)</sup>また、明末清初の地主の抱く奴僕観は、朱子童蒙須知(遺規四種所収)の、

凡待婢僕、必端嚴、勿得与之嬉笑。執器皿、必端嚴、惟恐有失。

という、朱子の奴僕観に代表される南宋のそれとも基調から相容れないものであることも、もはや説明を必要としないだろう。

以上、要するに、明末清初の奴僕が、『主僕の分』のみならず『相資相養』に基づく対地主関係を確立し、旧来の「家父長制的家内奴隸」乃至「家父長制的奴隸」の概念を規定するに力あつた『主僕の分』を後退させたこと、また、そのことが地主の家の内外における日常的な諸接応の場において表出され、確認出来るものであつたこと、

そして更に、『相資相養』は、経済的依存関係に他ならないが、その確立は、不可避免的に人格的な信頼関係をも成し立てしめるものであつたことなどを述べた。

#### 四 明末清初の奴僕的地位

旧来の『主僕之分』体制に、究極において代替しようとする『相資相養』が出現し、その結果、明末清初において、地主奴僕間に二面的な接応関係が生じた。ここに当該生産関係の変革が設定され得ると思う。本節では、「奴変」「姓」「義男」などの問題と関連させながら、かかる所見を再検討し、併せて明末清初の奴僕的地位を確認して行きたい。

階級対立は、一定の階級間の諸矛盾の発展に原因するものと見ることが出来るが、「奴変」における地主奴僕関係の矛盾の対立は、如何なるものであつたらうか。その対立は、小稿の観点に立つてみると、奴僕の身分的上昇との係わりが重要な争点の一つにならうかと思う。光緒南匯原志卷二 雜志、遺事には、

朱襄孫字古紘、崇禎丙子举人、家新場。乙酉七月、与諸生方用悔等創盟社、名懷忠、示不忘故明也。遠近人士多附之、而独嚴主僕分、奴裔率不許入社。先是、宏(弘)光立南都、詔有与民更始語。僕輩訛伝可不復奉故主、上海及浦东諸鎮千百成羣、各以索契、殺其主。知府陳亨、飭何通判統兵擒斬、乱始定。及是、為朱所激、復乘釁起党聚六十余人、推葉僕康均甫、為首、殺朱弟兄子姪全家、并火其宅。方捕治。而航頭鎮、又有九菟墳之事。とあつて、奴僕身分の地域的に連帯した「奴変」は、朱襄孫に見られる治家、即ち、既に当時において一般的とな

りつつあつた新段階の地主奴僕関係に逆行する、『主僕の分』を強調した支配体制に対する抵抗として発生している。『主僕の分』を過度に強調するということは、民間平泉志卷二前事略二、清上には、

奴隸多憤主人。故乘機作乱、欲脱奴籍耳。寧陽雜存。先是、承平日久、富室御下、多不以礼。乘歲飢世乱、互相煽誘。富室之族貧而無頼者、多与焉。

という如く、当然、地主の対奴僕関係における『相資相養』の無視乃至軽視を惹起し、ために「礼」（恩）関係の欠如を結果することになる。このことは、奴僕には、地主の逆行として認識されたに違いないので、「奴変」は、かかる対立・矛盾を主要な原因として表面化したものと思われる。この点、乾金匱県志卷十人物二、崇祀諸賢には、

泰松岱字燈岩……御僕隸、極敵。諸奴嘗於深夜羣飲。旁室松岱已臥、起而治之。諸奴狂醉、不知所為。遂遇害。

とあり、地主泰松岱の対奴僕関係における逆行に原因した「奴変」を伝えている。更に、呂用晦先生文集、附録、行略には、

二伯父、馭下素敵。猝有家奴之變。奴輩百余人、劫盟寢室。二伯父且受制、計無所出。先君為密書、擒治之、皆伏法。……其居家也、……御臧獲輩、皆敵而有恩。……邑中士大夫家、多有效之者。

とあり、留良の伯父を襲つた「奴変」について、その原因は、彼の対奴僕関係における『主僕の分』への過度の傾きが、『相資相養』の承認を妨げていたことにあつたと、留良の奴僕に対する処遇に対比して説明する。地主におけるこのような認識は、光緒錫金識小録卷十前監、邑中異変に、

本朝康熙某年。秦赤仙、夜為家僮四人所殺。皆未詳、其由大抵虐下過甚、有以致之。

と述べるように、地志編者にも反映されている。即ち、秦赤仙を殺害した「奴変」について、事の詳細は不明であるが、断わりながらも、赤仙の対奴僕関係の在り方に錯誤があつたに相違ないとし、寧ろ奴僕側の正当性を承認している如くである。このように「奴変」には、地主奴僕関係における『相資相養』の承認を中心争点としていた一面が知られるが、事実、かかる原因によつた「奴変」が多かつたらしい。しかし、これを以て「奴変」の本質全般を説明することは避けなければならないが、ただ、ここにおいて『相資相養』の確立と『主僕の分』の後退して行く趨勢が、改めて首肯されるであらう。

「奴変」に示された明末清初の奴僕の身分的上昇は、また、奴僕の「姓」に集約的に表出されているのを見るこゝとが出来る。一々例を挙げてみても意味がないが、ただ、道瓊涇志稿二卷人物志、孝友には、康熙ごろの奴僕について、

大大者、瓊涇里張氏僕也。逸其姓。

と述べ、特に奴僕の「姓」を忘逸したと断つている。このことから、奴僕身分のかなり広範囲にわたつて、自己本来の「姓」の保有が認められていたのではないかと推察される。管見する所では、奴僕の自姓保有が少なくなかつたと考えられるが、(20)小山正明氏は、集伝家宝第二、人事通の奴僕不可改姓の条にみえる、

奴僕家人、各有本姓。雖有貴賤之分、然而各有宗支世系功、不可改為我姓。不但絶彼後裔、倘年漸久遠、生子繁多、未免以偽雜真、乱我世系矣。



という記事に拠つて、「奴僕・家人を主家の姓に改めるのを禁じているが、このことは逆に、奴僕は主家の姓を名乗るのが一般的であつたことを物語つている」といわれ、当時の奴僕は、主家の姓に改姓させられて、その擬制的な家族員として強固な家父長支配下におかれたものであつたとされた<sup>(21)</sup>。所で、『主僕の分』が単一支配体制を堅持し、その家父長的權威支配の下に強固に隸屬せしめられる奴僕にとつて、本来的に実質的な自姓の保有は、問題になる契機すら無かつたであらう。所が、奴僕の「姓」が、姓としての本来的な意味内容を帯びて来ると、事態は別である。「改姓」奴僕とは限らないが、奴僕が、『相資相養』奴僕として、对地主、对社会的地位上昇を実現した事実の、「姓」に投げかける影響は無視できない。つまり地主にとつて、奴僕の「姓」は、それが「姓」として本来的に機能するか否かに関心があつたわけである。如上の意味において、次に引く人生必読書<sup>八卷</sup>治家中篇の記事は理解されよう。

措臣曰、僕従、不可随主姓。久之、則彼迷其己姓、而我亦瀆吾姓。是使彼忘其祖、而我亦瀆吾祖也。蓋一挙而兩失矣。又、僕従衣履、不可与主人相擬。蓋名分統、所在不可不正。

とあるのによれば、奴僕の自姓の回復は、一定の経済的自立の達成を条件に、初めて認められていることが明らかである。思うに、「奴僕が主家の姓を名乗るのが一般的であつた」か否かを問題にすること自体、それほど意味があることではない。反つて、人事通と人生必読書の記事の地主が、「奴僕・家人を主家の姓に改めるのを禁じた」ことは、従来、「主家の姓を名乗るのが一般的であつた」奴僕の中に、既成の処遇を不適當とする奴僕、いうまでもなく『相資相養』奴僕の出現への対処という方向で理解することが重要であると思う。されば、『相資相養』奴

僕がいつまでも主家の「姓」に従っていることは、害を増すばかりで益がないといつて、『相資相養』は、奴僕に本来的な「姓」の保有を許す用意をもつていたものといえよう。また、小山氏は、明代の奴僕が主家の「姓」に隷属度の強い擬制的家族員と看做されていたことは、奴僕が別に「義男」とも呼ばれていたことによつても明らかであるという。即ち、楊園先生全集<sup>卷十二</sup>、見聞録<sup>二</sup>に、

陳乾初<sup>名</sup>確、有耕田之僕死、哭之甚哀。食不重味、与人言及、即淚下。……嘗著僕說示子。其詞曰、家僕謂之義男、即有父子之義。於父僕、有兄弟之義。

とあるのを引き、「家僕は義男といい、父子の義」の属性が認められる「強固な家父長的支配の下に隷属した典型的な家父長制的奴隸」であつたとされた。<sup>(22)</sup>所が、「義男」をこのように規定するには少しく問題があるように思う。隆象山県志<sup>卷一</sup>地理志、風俗の条には、

其男女、雖極貧苦、不肯鬻為僮僕為婢。間有年荒、鬻子。富家亦以義男畜之。

とあり、「義男」は、一般の奴僕とは異なつた条件存在体であつたらしく、寧ろ「義男」には、これまで眺め来たつた明末清初の奴僕の身分上昇が窺えさせように思われる。先に一部分を引いた王孟箕の家訓御下篇の全文を引用すれば、より一層明らかとならう。

凡人家道稍温、必蓄僕婢。彼資我之養、我資彼之力。蓋相依而成人家。彼既有力、何処不可不依人。而謂彼非我則無以為生者、則誤也。律有入官為奴之条。士庶之家、安得有奴。故僕曰義男、婢曰義媳、幼者曰義女。皆

与己之兒媳子女同称。雖有貴賤、非犬馬之与我不同類者。陶淵明所謂此亦人子也。可釋思矣。

とあり、「義男」というのは、明律が一般庶民の奴僕所有を禁じているということから、奴僕をそう呼んでいたというところがあるが、就中、より重要だと思われるのは、それが『相資相養』奴僕を指していることである。既に見た奴僕身分の対地主、対社会的な地位上昇が、「奴僕」といわず、「義男」といわしめていたとも考えられはしないだろうか。浙江省淳安县知事時代の海瑞は、この間の事情を窺わしめる一文を伝えている。海忠介公文集<sup>六卷</sup>、淳安政事、戸属、興革条例には、

一、奴僕、率土之浜、皆天下之民也。律止功臣之家賜之以奴。其余庶人家、止有願工人、有乞養義男。願工人、月日滿、則止。謂之義男、与己為男也。与己為男、則当与己子論年、列為兄弟、与己孫列為伯叔姪。服勞奉養、理所当然。雖不能兼愛、然衣食婚喪、与己子孫不宜甚至相遠。聞之建德県、待義男稍合律法。淳俗不然、直以奴僕待之。所当改革。

とあり、これによれば、明律の禁令のために、庶民の家では、「義男」と称することによつて事実上の奴僕所有をしていたというのは、十分な理解でないことは明らかであろう。即ち、「義男」というのは、単に法網をくぐりぬける便法だけでなく、衣食婚喪などが、主家の子孫とほぼ同様に配慮され、彼らとの間柄が家族関係に擬せられる奴僕を指している。このことは、「勞に服し、養を奉じ」ていること、つまり『相資相養』が成立していれば、「理の当に然らしめる所」なのであつた。「義男」が一般の奴僕と変りないものであれば、海瑞のこの条例は意味をなさず、従つて、かかる内容をもつ「義男」の呼称は、『相資相養』奴僕が出現してはじめて起つたものと考えられる。また、ここにいう擬制的な家族関係も『相資相養』を媒介にしたものであり、更に清初に至つては、この関係が、

奴僕の本来的な「姓」の保有をめぐつて、漸次解体していく傾向にあつたことは、前に述べたが、このことは、『相資相養』が一段と強化されたことを物語るものである。さて、建徳県での奴僕には「義男」としての地位を確固たるものにしていっているものがあり、海瑞は、淳安県でも、『相資相養』奴僕については、「義男」を以て位置づけんことを呼びかけた。嘉靖末年には、明律の奴僕規定では十分に把握できない「義男」が、最早無視できないまでに広範に成長していたということが出来よう。地方におけるかかる新動向は、後年、明律を修正せしめるに至つた。即ち、明律集解附例<sup>十卷二</sup> 刑律、鬪毆、奴婢毆家長にみえる「新題例」がそれである。

新題例。万曆十六年正月題奉欽依。今後官民之家、凡傭工作之人、立有文券有年限者、以雇工人論。止是短雇月日、受值不多者、依凡論。其財買義男、如恩養年久、配有室家者、照例同子孫論。如恩養未久、不曾配合者、士庶之家、依雇工人論。縉紳之家、比照奴婢律論。

とあり、「恩養」の在り方に基準をおいて、「財買の義男」を二つの範疇に分ける。これによつて、一般の奴僕と区別される「義男」が、はじめて明律にくみこまれたわけである。この「新題例」の狙いは、一に「恩養」年久しく、婚配された奴僕、つまり、『相資相養』の条件を満足する奴僕に対して要請された新たな規定におかれていると考えられる。万曆十六年に、かかる「新題例」が公布された<sup>(24)</sup>については、繰り返すまでもなく明末清初の奴僕の身分的上昇を背景にしたもので、これまで考察して来たその上昇が、法的にも評価される所となつた。所で、ここに見られる三様の奴僕の法的位置づけは、当時の地主奴僕関係における『相資相養』と『主僕の分』の並存のもちあい状態の隔差と無縁ではない。例えば、縉紳大姓の家に最も『主僕の分』が濃厚に残存していたことはいうまでもな

いだらう。更に、主家との間に「父子の義」関係を保つものであることが、「義男」の重要な属性であるとする所見についてみれば、光緒安東志 卷三十九 人物伝 七、孝義伝には、

王山、婦安人。少鬻於菱湖范堯章家、為奴。范待山、有恩。已而范老益貧。為主經營生計、日夕尽瘁、不私余粟。堯章甚誼之。病革、謂山曰、我疾累月、若不解帶、炊粟不衰、若苦矣。我還若券。我死、聽若所之。山泣曰、奴事主已四十年、恩猶父子。奴之去留、不在券也。義不背主恩、即還券亦不去。

とあり、『相資相養』関係を具体的に形成している范堯章の奴僕王山は、主家の「恩」関係を以てする接応は、「父子」の関係にも擬せられると言っている。従つて「父子の義」が「義男」の属性であるというには、その前提に、『相資相養』下の奴僕であることを、条件として認めなくてはなるまい。以上、「義男」の語には、明律の一般庶民の奴婢所有禁止という建前に従う、奴僕の代名詞的な用例も知られるが、明末清初においては、これとは別に、『相資相養』を名実共に確立した奴僕の徴標としての用例が見落さるべきではないことを述べたが、さらに補足すれば、刑案匯覽卷三十九 刑律、良賤相毆、安省細民毆死大戸分別擬罪の条に、安徽省の「細民」——徽州府の「伴僮」・寧國府の「世僕」——について、

有典身売身文契可憑、並在主家、常川服役、受其豢養、実有主僕名分者、如与家長及家長之親屬有犯、悉照奴僕例、分別問擬。

と記すのによれば、『主僕の分』と「豢養」、即ち『相資相養』の両関係を以て対地主関係が表現されるものが、「世僕」であり、「伴僮」であつたことである。とすれば、如上に検証したつた「義男」は、その対地主関係に

おいて「世僕」「伴僮」と極めて緊密な間柄にあつたことが推測される。しかも「世僕」「伴僮」は、「奴隸そのものではないが、農奴一般としては取扱えない特徴的な従属性をもつていた」<sup>(25)</sup>とされるもので、明末清初における奴僕の、「義男」に示された身分上昇の成果は、この「世僕」「伴僮」との関連においてより一層明瞭に捉えられるといふべきである。なお、その「世僕」は、康熙常州府志卷九風俗に、

主僕之分、有定。祖孫相伝、所謂世僕也。惟無錫視之最輕。若武・宜・江・靖四邑、則甚嚴其防。然主人稍稍失勢、輒思跳梁、甚有告訐其主者。

とあつて、「世僕」を身分的に拘束する『主僕之分』は、漸進的に輕減乃至後退して行く傾向にあつたものようであり、前掲の刑案滙覽の史料の下文には、

若無売身文契、又非朝夕服役、受其豢養、雖佃大戸之田、葬大戸之山、住大戸之屋、非実有主僕名分者、応請除其賤籍、一体開豁為良、彼此有犯、並同凡論。

とあり、既に売身契約書が失われ、『主僕之分』も実質的には認められなくなり、その上主家の「豢養」を受けなくとも存立し得ている「世僕」は、これを賤籍から除いて放良するといふ<sup>(26)</sup>。「世僕」における賤籍からの脱籍放良は、「世僕」自身体現した身分上昇に適応すべく図られた極めて事宜に沿つたものであつたと考えられるが、また、この一条から、明末清初における身分上昇の成果としての「義男」——対地主關係において「世僕」と緊密な關係にあつた——が、その身分上昇の過程においてとつた上昇の方向と、将来においてとるであろう方向とを窺ひ知ることが出来るように思う。従つて、このことから「義男」は、奴僕身分自身が克ち得た奴隸解放への一つのステップ

であつたと評価出来るだろう。

以上、前節で明らかにした明末清初の奴僕の『相資相養』奴僕としての地位の上昇が、「奴変」「姓」「義男」などの事象を通じて確認出来たことと思う。

## 五 結 語

これまで、明末清初において展開した地主奴僕関係の過渡期的性格について考察して来たわけであるが、ここでは、明末清初の奴僕の地位上昇と、既に明らかにされている佃戸身分の地位上昇——佃戸制社会の発展として明末清初における佃戸の第一次解放により、『主僕の分』と『相資相養』に基本的に規定される宋元時代の佃戸から、明清時代、特に明末清初以降の『主僕の分』を否定して『長幼の序』に立脚する佃戸の出現——との関係について、一言触れて結びにかえたい。

世経堂集卷十二、復呂沃洲に、

蓋松之俗、大家有田而不能耕、必属佃戸。佃戸欲耕而不足於食、必以仰大家。其情与勢、不啻主僕之相資、父兄子弟之相養。故大家於佃戸、雖或不能無慮、而不敢甚者、懼莫為之耕也。佃戸於大家、雖不能無負、而不敢負者、懼莫為之貸也。正德以前、民生裕而鄉無惡俗、国賦登而獄鮮繫囚、由此道也。邇年以來、有司数下討債之禁、又重之攤放之刑。於是、佃戸囂然動其不義不信之心、而大家惴惴焉、懼入於有司之罟。昔之所謂相資相養者、始變為相猜相讎。

と述べているのによれば、正徳以前において、地主佃戸間の『相資相養』は、地主奴僕間にみえるそれと、その表現は同じだが、その実質的内容は、相違していたとされる。この違いは、何よりも「或いは虚なき能はずと雖も、而も敢えて甚しくは虐げざるは、之れが為に耕す莫きを懼る」る点に根拠がおかれる。さすれば、明末清初に確立をみた『相資相養』奴僕に対して、地主はその旧来の方法による処罰を改めることを余儀なくされたことが確かめられたが、これは、当該佃戸の『相資相養』の実質的内容そのものである。ここにおいても、『相資相養』奴僕の出現は、明末清初を俟つてはじめて確認できるものであつたとしたことが、やはり妥当であつたと思われる。明末清初奴僕の身分的地位の上昇、それは、正徳以前における佃戸と同一の、若しくは極めて近似した範疇で捉え得るものであつた。また、嘉靖ごろ、『相猜相讎』に変じたというのは、この農奴解放運動の展開として理解される。所で、明末清初奴僕の一定の身分上昇を明らかにした小稿は、『主僕の分』『相資相養』『長幼の序』などの諸身分秩序体系は、中国中世における地主と被従属農民の具体的生産関係の在り方を窺う指標としての意義を重視したい。被従属農民に対する地主の対応は、農民の個別的な諸々の条件に依りて、これらの体系を適宜組合せることに依り、目指す生産関係を的確に表現していたのではあるまいか。かかる支配・従属の構造が考えられるとすれば、「奴変」について次のように理解出来よう。佃戸および奴僕の一定の経済的・身分的發展の下に、『主僕の分』関係の否定乃至後退を目指す情況が両者に共通し、共に地主の直接支配に服属せしめられていた。前節では、「奴変」を地主奴僕関係における『相資相養』の承認と、『主僕の分』の在り方をめぐる鬭争と考えたが、『主僕の分』が争点の中心であつてみれば、同じく『主僕の分』に支配される僱工、<sup>(28)</sup>『主僕の分』の否定を追求していた佃戸が、利害



を共通のものになし得よう。従つて、仁井田陞博士の次の指摘が、十分予想され得るものであると言える。即ち、  
 「佃戸が奴隸・雇工と結んで抵抗暴動を起し、汝南はじめ江南一帯に拡大されたものが『奴変』なのであり、つまりそこでの佃戸は自己と利害を共通にする雇工や奴隸と共同戦線をはつて地主に対抗する関係をもつたものである」<sup>(30)</sup>  
 (筆点)。「佃戸」<sup>(31)</sup>と利害を共通にし得るまでに成長した奴僕を幾分なりとも明らかにすることが出来たのではないかと思う。明末清初における佃戸制社会の一定の発展は、『主僕の分』の否定と『相資相養』の強化・発展の側面において評価出来ると考えられ、明末清初の奴僕の身分的上昇は、佃戸の地位上昇と切り離しては理解出来ないのではないだろうか。しかし、「奴変」それ自体をはじめ、明末清初の諸問題については、未熟な筆者には、将来改めて考えてみなければならぬことは言うまでもない。  
 (早稲田大学大学院修士課程学生)

注

(1) 「奴変」それ自体を直接の対象とした研究には、陳守憲「明清之際史料——奴変」(国学月報二の三)、謝国楨「明季奴变考」(清华学报八の一)、蔣瑞珍「明清之際吳中の奴变」(江蘇研究二の二一)、中山八郎「晚明の奴禍奴变」(歴史教育一〇の一)、吳景賢「明清之際徽州奴变考」(学風七の五)、傅衣凌「明季奴变史料拾補」(福建協大学报一)、同「明清之際的『奴变』和佃農解放運動——以長江中下游及東南沿海地区為中心的一个研究」(『明清農村社会経済』所収)、佐伯有一「明末の董氏の変——所謂『奴变』の性格に關連して——」(東洋史研究一六の一)、吳晗「明代的奴

明末清初江南における地主奴僕關係 細野

- 隸和奴变」(『灯下集』所収)、田中正俊「民变・抗租奴变」(筑摩書房版『世界の歴史』一一所収)などがある。
- (2) 傅衣凌、田中正俊前掲論文参照。
- (3) 小山正明「明末清初の大土地所有——特に江南デルタ地帯を中心として——」(『史学雑誌』六六の二一、六七の一)参照。
- (4) 佐伯有一前掲論文、五四頁。
- (5) 仁井田陞『中国法制史』増訂版、二二二頁。
- (6) 寺田隆信「明代蘇州平野の農家経済について」(『東洋史研究』一六の一)四—五頁参照。
- (7) 清代におけるものとしては、『訓俗遺規』卷五『家規類編』

八「家規輯略」卷一、それに「四種遺規」などが現存する。

(8) 家規類編(正語堂全)の序に、

近代浦江義門鄭氏、著有家規、流伝後世。其説為至

詳矣。月川曹氏因成書、復輯諸家之説、折衷以己

意。名曰家規輯略。

とあるのを参照。

(9) 明史卷二百六孝義伝一参照。

(10) 仁井田陞前掲書、二二二頁参照。また、顧氏家訓(續編遺)

には、

子孫故違家訓、会衆拘至祠堂、告於祖宗、重枷責治、  
諭其省改。若抗拒不服、及累犯不悛、是自賊其身也。

という「嚴約束」を規定している。

(11) 小山正明前掲論文参照。

(12) 仁井田陞「中国の農奴解放過程と契約意識——地主の

支配権力をめぐって——」(『中国法制史研究』—法と慣習

・法と道徳—所収) 特に六五五—六五八頁参照。しかし、

ここでは、「恩」関係は『分』関係の成立の一つの媒介をな

すもの」と考えられている。所で「相資相養」は、そのよ

うな「主僕の分」に対し、それをも乗り越えるものとして

現出してきたとも考えられるが、小稿では、「恩」関係を

『相資相養』成立のための一つの媒介と考えたい。

(13) 地主奴僕関係における地主の義務条件としての「恩」

について、聞善雜鈔卷三処世には、

待富貴人、不難有礼、而難有体。待貧賤人、不難有  
恩、而難有礼。

とあり、明末清初において、地主の「恩」関係が、かなり

普遍的に現われ得るものであることを窺わしめているのも

参考になろう。また、偶目した他地域における「恩」関係

に基づく地主奴僕関係の例を二、三挙げると、山東では、

李中麓問居集卷七、東臯魏省祭合葬墓誌銘に、

御衆婢及其奴、或以孝称、或以均称、或以慈称。

とあり、北直隸では、趙忠毅公文集卷十序、寿朱母口孺人七

十序に、

其待僕從、肅而有恩。

とあり、また福建では、遵巖先生文集卷三、孺人頼氏行状

に、  
接内外族姻、有礼。馭婢僕、嚴而有恩。

とある如くである。

(14) 光緒昆新兩県統修合志卷二、政績に、  
顧允元……蓄婢至老、不嫁、皆設法禁之。

とあるのも同様に解せられる事例であろう。

(15) 習是編上卷之六、馭にも、これとほぼ同様の記事がみえる。

(16) 燕翼篇、御下にも、大略同様の記事がみられ、また、

姚承菴文集卷六、孝弟忠信等十六箇の耻の条には、

姚承菴文集卷六、孝弟忠信等十六箇の耻の条には、

人要有耻心。然非可語人者、自知不善。

とあつて、耻心は、一般人において問題となるべきものであつた如くである。

(17) 史摺臣願体集(遺規四)および荆園小語(沢古齋重)にも、ほぼ同主旨の記事がみえる。

(18) 習是編卷上、馭下にも、ほぼ同様の記事がみられる。

(19) 南史卷七、陶潜伝には、

為彭沢令、不以家累。自随送。一力、給其子書曰、汝旦夕之費、自給為難。今遣此力、助汝薪水之勞。此亦人子也、可善遇之。

とあり、姚舜牧が引いた「彼も亦た人子」という陶靖節の言葉は、ここにみえるものを指すのであろう。とすると、ここにいう「一力」が仮に奴僕であるとしても、陶靖節のかかる発想は、私見の範囲では、当時において個別的な事例に過ぎないようである。明末清初の家訓にみえる「彼も亦た人子」というのは、小規模ながらも一定の集団を基盤にした規範として成立しているのである。従つて、その相違は明らかであると考えよう。

(20) 奴僕の自姓保有を伝える一例を示せば、光甘泉県志卷十人物志、忠節に、

梁于渙字欽光、江都人。崇徵(德)癸未進士。知王安県。落任甫一月、大兵下万安。……自經死。……

明末清初江南における地主奴僕關係 細野

時家奴梁善・杜忠・龔明・張聰・聰婦徐、俱從死。とあり、梁氏には、梁・杜・龔・張・徐の各姓を保有する奴僕が服屬していた。

(21) 小山正明前掲論文(一)、一一頁。

(22) 小山正明前掲論文(一)、一一―一二頁。

(23) 海瑞は、嘉靖三十七年五月に淳安県知県に任命され、同四十二年七月、嘉興通判に転出した。

(24) 神宗万曆実録卷百九、万曆十五年丙辰十月丁卯、および同書卷百九、万曆十六年正月庚戌の条を参照。

(25) 仁井田陞「明末徽州の庄僕制」(『中国法制史研究』)

奴隸農奴法・家族村落法―所収二六一―二六四頁参照。

(26) これは道光五年四月の条例であるが、既にはやく雍正五年四月に「世僕」「伴傭」を解放する条例が出され、実施に移されている。これについては、寺田隆信「雍正帝の賤

民解放令について」(『東洋史研究』一八の三) 一三五―一三六頁を参照。

(27) 仁井田陞「中国の農奴・雇用人の法的身分の形成と変質―主僕の分について―」、『中国社会の農奴解放の段階』(『中国法制史研究』)

奴隸農奴法・家族村落法―所収

など

などを参照。

(28) 光通州直隸志卷疆域志、風氣明には、

通之奴僕、悍而無礼。雖主家結之以恩義、勢在、則

第五十卷 二六三

藉以噬人。窺其落、則譁而走。稍以家法繩、輒操戈而反噬焉。

とあり、奴僕は、『相資相養』奴僕に上昇した段階にあつても、その奴僕身分の発展的消滅を指向して「奴変」を不断に、日常的に継続していったというべきである。

(29) 仁井田陞「中国社会の『封建』とフューダリズム」(『中国法制史研究』—奴隸農奴法・家族村落法—所収) 一〇五頁参照。

(30) 仁井田陞同右論文、一〇八頁。

(31) 仁井田陞博士が例証として依拠された資治新書<sup>七卷</sup>七条議部、清殿主僕に示される「佃僕」の解釈に関して、小山正明氏は、別に、「奴隸としての佃戸」と解する異見を提出されている。同氏前掲論文、一五一—一六頁参照。

昭和四十年十二月三十日稿  
昭和四十二年九月十五日改稿